



長野県報

9月7日(月)
令和8年
(2026年)
第741号

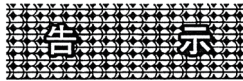
目次

告示

文化財保護条例に基づく長野県宝の指定（文化振興課）	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1

公告

砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）	2
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	2
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（産業技術課）	3



長野県告示第366号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

令和8年9月7日

長野県知事 阿部 守一

長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の名称
旧長野県知事官舎和館・洋館	1 棟	上水内郡小川村大字高府9307	小川村
四尊像	1 幅	松本市内田2573	牛伏寺

文化振興課

長野県告示第367号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和8年9月7日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
一之瀬脳神経外科病院	松本市島立2093	令和11年9月1日

医療政策課